

【請願第21号】

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

請願第21号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について、本請願の紹介議員として賛成討論を行います。

本請願の要旨は、最低賃金 1,500 円以上を目指す。最低賃金法を全国一律の制度に改正する。中小企業への支援策を拡充する。以上の3項目の早期実現を図るため、政府に対する意見書の提出を求めるものです。

本請願では、コロナ禍により真っ先に生活破綻に陥った人の多くは、最低賃金に近い低賃金で働く労働者であるとして、都道府県ごとに4つのランクに分けられた日本の地域別最低賃金の状況を示しながら、最低ランクの島根県の最低賃金 792 円では、毎日8時間働いても手取り収入は月額で11万から14万円と、自立して生活することさえ困難であるにとどまらず、最高ランクの東京都の最低賃金 1,013 円との地域間格差 221 円は、労働力の地方から都市部への流出と地方における人口減少を加速させていると告発しています。また、最低賃金を抜本的に引き上げることと全国で一律にしていくことは、貧困をなくすという点では福祉政策であり、地域経済を守るという点では経済政策であるとも述べています。

産業建設委員会における委員の意見を要約すれば、最低賃金引上げの必要性については理解するが、一律 1,500 円というのは、現状からすればあまりにも引上げ幅が大きく、地元業者の多くは倒産してしまうというものであったように思います。委員の議論を聞きながら私は、2つの点で委員の間に誤解があるように感じましたので、そのことについて述べておきたいと思います。

1つは、最低賃金一律 1,500 円への引上げの意味するところは、1,500 円以上を目指すことにあるという点です。請願書からその趣旨を酌み取ることはできないと言われれば、確かに文章上の不備として認めたいとは思いますが、請願書に添付した別紙意見書では 1,500 円を目指すとしており、今すぐ実現せよと要求するものではないという点は、どうかご理解いただきたいと思います。いま一つは、中小零細企業に賃金大幅引上げの資力がないことは誰しも認めるところであり、そのための支援の求め先というのは政府であるということは、本請願にも明確に述べている点は一言しておきたいと思います。

最後に私見を述べて終わりたいと思います。

請願者である全労連自身に取り組んでいる最低生計費試算調査に基づき、健康で文化的な生活をする上で最低生計費に地域による大きな格差は認められず、必要な最低生計費は月に 22 万円から 24 万円、月 150 時間働くとすれば必要な時給は 1,500 円であ

令和 3 年 3 月定例会議 西村 健議員 賛成討論

ると結論づけている点に本請願のポイントがあるような気がします。

時給 1,500 円は、労働組合の単なる目標やスローガンではなく、憲法 25 条、国民の生存権を賃金という形で数値化すればこうなりますよということを示したものであり、言わば憲法や法律の見える化を実践的に示した数値であると私は感じました。

全体として非常に私は志の高い請願であると、読み返してみても改めて感じたことを皆さん方に申し上げ、私の本請願に対する賛成討論といたします。